

## 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会の開催について

平成 28 年 4 月  
中小企業庁財務課

## 1. 趣 旨

中小企業は日本の企業数の 99%以上を占め、地域経済・社会を支える存在として我が国の経済活動の基盤となっている。

中小企業がこのような役割を将来にわたって果たしていくために、事業承継の円滑化が重要であることは、従来から指摘されてきたところである。

さらに、近年では中小企業の経営者の高齢化が進展しており、その過半数が 60 歳を超えていることから、今後 10 年間で約半数の経営者が引退期にさしかかることになる。

他方で、現状では事業承継に向けた具体的取組に着手している企業は 3 割弱にとどまっているのが実態であり、事業承継等には一定の準備期間が必要であることを考えれば、このままでは経営者交代時に多くの企業が競争力の低下や、最悪の場合には廃業の危機といった事態に直面することになりかねない。

こうした中小企業を取り巻く現在の環境を踏まえれば、向こう 10 年を見据えて、事業承継の円滑化に向けた取組をさらに強化していく必要がある。

このような問題意識に基づき、平成 26 年度に中間報告をとりまとめた「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」を再開し、論点に合わせて委員の見直しを行った上で、中小企業を取り巻く最近の状況も踏まえた事業承継支援策のあり方についての検討を行う。

## 2. 主な論点

## (1) 今後の事業承継支援施策の方向性に関する検討

親族外承継のさらなる増加や、経営承継円滑化法の成立、事業承継税制の累次の改正等、近年の状況変化を踏まえた事業承継支援策のありかた、特に事業承継に関連の深い領域（経営革新や再生局面を含む M & A 等）も視野に入れつつ、他の支援施策とも連携した事業承継のより一層の円滑化に向けた取組の方向性について検討を行う。

## (2) 事業承継税制の見直し

平成 25 年に適用要件の緩和等を実施したものの、中小企業からは引き続き事業承継税制の課題が指摘されている。このため、近年の事業承継を取り巻く動向や事業承継税制の執行状況の検証を行うとともに、事業者・支援機関等からの意見を踏まえ課題を整理した上で、事業承継のさらなる円滑化に向けた適用要件等の見直しについて検討を行う。

## (3) 「事業承継ガイドライン」の改訂

「事業承継ガイドライン」については、平成 18 年 6 月の策定以降改訂が行われていないことから、環境面・制度面での状況変化が記載されておらず、所期の目的を果たされていない。このため、近年の状況変化や、事業承継に係る成功事例・失敗事例を盛り込む等の改訂を行う。

また、事業承継ガイドラインの改訂に伴い、国として事業承継の重要性等を強く示すとともに、国等の支援機関や金融機関、士業、自治体等から経営者への働きかけの強化、経営者から支援機関等へのアクセス向上等に向けた普及啓発を行う。

#### (4) 事業承継自己診断（仮称）の導入

上記（3）の普及啓発のツールとして、事業承継には長期にわたる準備期間が必要であることから、事業者の早期かつ計画的な取組が重要であることを踏まえ、事業者が事業承継を考えるきっかけ作りとなる「事業承継自己診断（仮称）」の導入について検討を行う。

また、事業承継自己診断の活用に向けた支援体制（国等の支援機関や金融機関、士業、自治体等）や支援機関同士の連携、事業者の事業承継に関する潜在需要の掘り起こしに向けた取組のあり方に関する検討も行う。

### 3. スケジュール

月1回程度、合計4回の開催を予定。

第1回 平成28年4月26日

- ・事業承継を巡る現状と課題について
- ・事業承継ガイドライン改訂（事業承継自己診断を含む）の基本的な考え方について
- ・事業承継税制の執行状況、及び見直しに関する論点について

第2回 平成28年5月下旬

- ・中小企業における事業承継を巡る実態及び課題について

第3回 平成28年6月下旬

- ・事業承継税制の見直しの方向性について
- ・事業承継自己診断の導入及び支援体制（国等の支援機関や金融機関、士業、自治体等）について

第4回 平成28年7月下旬

- ・事業承継ガイドライン改訂案（事業承継自己診断含む）の取りまとめ
- ・事業承継の円滑化に向けた取組（事業承継税制見直しの方向性を含む）に係る報告書取りまとめ

第5回 平成28年8月（予備）

※本検討会内に、事業承継ガイドラインの改訂を目的とした小委員会（仮称）を設け、第1回で議論する事業承継ガイドライン改訂の基本的な考え方を踏まえて、改訂案の作成をメーリングリスト等も活用して効率的に行い、第4回の検討会に諮ることとする。

### 4. 委員

- ・委員名簿参照

### 5. 議事の公開等について

- ・議事は非公開とする
- ・議事要旨は公開とする（議事録は原則非公開）。
- ・配付資料は非公開とする。

（以 上）